

III. 見えない安全衛生事象の「見える化」

第三者に対しては、仮囲い際の振動・騒音を掲示し、数値が基準を超えた場合には仮囲い内にある警報機が作動して作業員に振動・騒音が規制値をオーバーしていることを知らしめる。

